第二条の四第一項中「書類」の下に「（会計学に属する科目（法第六条第二号に規定する会計学に属する科目をいう。次条第二項第三号及び第二条の八において同じ。）の試験のみを受けようとする者にあつては、第一号及び第二号に掲げる書類）」を加え、「当該試験」を「当該税理士試験」に改め、同条第五項中「願書は」を「税理士試験受験願書は」に改める。

第二条の五第一項第一号及び第三号中「法第六条第一号に規定する」を削り、同条第二項第三号中「法第六条第二号に規定する」を削る。

第二条の八第二号中「法第六条第二号に規定する」及び「（以下この条において単に「会計科目」という。）」を削り、同条第三号及び第五号中「会計科目」を「会計学に属する科目」に改める。

第九条第二項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第十九条、第二十二条第三項及び第二十二条の二第二項において同じ。）」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第十一条第一項第六号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十二条の二中「第二十一条」を「第十九条」に改める。

第二章中第十四条の三の次に次の一条を加える。

（日本税理士会連合会への通知）

第十四条の四　財務大臣は、税理士であつた者に対して、法第四十八条第一項の規定による決定に係る聴聞又は弁明の機会の付与について行政手続法第十五条第一項又は第三十条に規定する通知を発した場合には、その旨を日本税理士会連合会に通知しなければならない。

第十九条の見出しを「（税理士業務に関する帳簿の電磁的記録による作成方法）」に改め、同条中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（税理士法人の業務の範囲）

第二十一条　法第四十八条の五に規定する財務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務（他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。）を業として行う業務

二　当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務

三　租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務

第二十二条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第二十二条の二第二項中「（磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第二十二条の四において同じ。）」を削る。

第二十六条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に、「これらの項」を「これら」に改め、同条第二項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第一号様式注意事項1中「は、」の次に「法第６条第１号に規定する税法に属する科目の試験の受験資格について国税審議会の認定を受けようとする者が」を加える。

第二号様式裏面注意事項2中「は、上半身像（縦4.5cm×横3.5cm）のもの」を「の大きさは、縦45mm×横35mm」に改め、同様式裏面注意事項4を同様式裏面注意事項5とし、同様式裏面注意事項3を同様式裏面注意事項4とし、同様式裏面注意事項2の次に次のように加える。

3　受験資格を有することを証する書面は、法第６条第１号に規定する税法に属する科目の試験を受けようとする者が提出すること。

第八号様式を次のように改める。

第八号様式（日本産業規格A列4）

令和　年　月　日

殿

税務代理権限証書

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の名称及び所在地	電話（　）　—
	連絡先	電話（　）　—
	所属税理士会等	税理士会　支部、登録番号等　第　号

上記の税理士又は税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第２条第１項第１号に規定する税務代理を委任します。

・過年分に関する税務代理
下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。　□
・調査の通知に関する同意
上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。　□
・調査の終了の際の手続に関する同意
上記の代理人に税務代理を委任した事項に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の終了の際の通知、説明又は交付は、当該代理人に対して行われることに同意します。　□
・代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め
上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。　□

依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	令和　年　月　日 電話（　）　—

1　税務代理の対象に関する事項

税目		年分等	
税		年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税		年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税		年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税		年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日

2　税務代理の対象となる書類の受領に関する事項

3　その他の事項

注意事項
1　「1　税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理（法第２条第１項第１号に規定する税務代理をいう。以下同じ。）の対象となる税目と当該税目の区分に応じた年分等を記載すること。
2　「2　税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄には、税務官公署から送付される書類のうち、「1　税務代理の対象に関する事項」欄に記載した税目・年分等に係る書類の受領について、税務代理を委任する場合にその書類の名称を記載すること。
3　「3　その他の事項」欄には、税務代理（税務官公署から送付される書類の受領の代理を除く。）の対象から除かれる事項がある場合にはその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載すること。